失踪宣告

平成２７年（家）第１６３１号
本籍名古屋市東区大幸４丁目614番地、最後の住所愛知県豊明市西川町長田17番地の５サンパティ西川101号
不在者　鈴木　俊夫
昭和24年２月９日生
平成28年３月31日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第１１２号
本籍神戸市長田区西尻池町２丁目５番地、最後の住所兵庫県明石市朝霧町３丁目４番10号
不在者　森川　佳則
昭和33年１月26日生
平成28年３月31日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所明石支部裁判所書記官

平成２７年（家）第２２８号
本籍香川県三豊市三野町下高瀬2624番地、最後の住所岡山県児島市田之浦574番地
不在者　岩本　義文
昭和17年12月８日生
平成28年３月30日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所児島出張所裁判所書記官

平成２７年（家）第３１６号
本籍熊本県宇城市三角町戸馳6687番地、最後の住所熊本県宇城市三角町戸馳6919番地１
不在者　坂本　謙二
昭和38年２月６日生
平成28年３月31日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第４９号
本籍沖縄県国頭郡恩納村字瀬良垣2491番地、最後の住所沖縄県国頭郡恩納村字瀬良垣2491番地の１
不在者　當眞　嗣幸
明治35年１月25日生
平成28年３月25日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所名護支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２７年（家）第２４８０号
本籍愛知県一宮市若竹２丁目３番地８、住所東京都八王子市石川町1994―14　㈱加藤組内
申立人（失踪者）　安藤　正志
昭和34年７月９日生
平成28年４月１日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

平成２７年（家）第２５９７号
本籍新潟県新潟市秋葉区新金沢町36番、住所東京都八王子市石川町1994―14　㈱加藤組八王子寮
申立人（失踪者）　横山　正司
昭和37年５月13日生
平成28年３月31日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２７年（へ）第８８号
石川県羽咋市寺家町356番地３
申立人　株式会社ケージーテクニカル
代表者代表取締役　野村　謙二
権利を争う旨の申述の終期　平成28年３月28日
平成28年３月29日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｑ751508
金額　322,255円
支払期日　平成26年12月20日
支払地　大阪市
支払場所　大阪シティ信用金庫平野支店
振出日　平成26年８月20日
振出地　大阪府羽曳野市
振出人　株式会社粉室製作所　代表取締役　粉室　各伸
受取人　大阪精工株式会社
第一裏書人　大阪精工株式会社　取締役社長　澤田　**齊**
第一被裏書人　有限会社ウチカタ
第二裏書人　有限会社ウチカタ　代表取締役　内形　洋征
第二被裏書人　株式会社ニッタン
第三裏書人　株式会社ニッタン　代表取締役　新　章
第三被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第９７号
愛知県豊田市駒新町金山１番地16
申立人　杉浦塗装工業株式会社
代表者代表取締役　杉浦　雅己
権利を争う旨の申述の終期　平成28年３月28日
平成28年３月29日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　４通
⑴手形番号　ＬＤ29099
金額　380,000円
支払期日　平成27年12月８日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行上六支店
振出日　平成27年８月５日
振出地　大阪府大阪市
振出人　株式会社マーベル　代表取締役　髙橋　貴和
受取人　ミノル工業株式会社
裏書人　ミノル工業株式会社　代表取締役　髙橋　功
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＬＤ29196
金額　300,000円
支払期日　平成28年１月８日
振出日　平成27年９月７日
⑶手形番号　ＬＤ29252
金額　400,000円
支払期日　平成28年２月８日
振出日　平成27年10月５日
⑷手形番号　ＬＤ29338
金額　320,000円
支払期日　平成28年３月８日
振出日　平成27年11月５日
⑵乃至⑷の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、裏書人、被裏書人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続における包括的禁止命令

平成２８年（フ）第２３６７号
東京都中央区日本橋本町３丁目１番６号
債務者　株式会社オーク・セキュリティ・ガバナンス
主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成28年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続における保全管理命令

平成２８年（フ）第２３６７号
東京都中央区日本橋本町３丁目１番６号
債務者　株式会社オーク・セキュリティ・ガバナンス
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　緒方　彰人
平成28年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１３号
青森県十和田市稲生町14番48号
債務者　有限会社斉下建業
代表者代表取締役　齊下　愼一
１　決定年月日時　平成28年４月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　明広
４　破産債権の届出期間　平成28年５月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午前10時30分
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第６３３号
横浜市緑区長津田町4259番地３
債務者　プラズマファクトリー株式会社
代表者代表取締役　藤田　敬太
１　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桑原　康孝
４　破産債権の届出期間　平成28年５月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午前11時20分
横浜地方裁判所第３民事部